

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成30年5月24日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

株式会社日本証券クリアリング機構が国債店頭取引清算業務において物価連動国債を清算対象に追加したことに伴い、物価連動国債につき連動係数を踏まえた時価評価をシステム上で行うことが可能となった。これを受け、各金融商品取引所においては、物価連動国債の時価評価について連動係数を考慮することとし、受託契約準則等の一部改正を行ったところである。

今般、株券等貸借取引契約における担保金の代用有価証券においても同様の措置を講じるため、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

物価連動国債の時価については、本協会が発表する売買参考統計値の平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値とする。

(第3条第11号ハ)

III. 施行の時期

この改正は、平成30年5月24日から施行する。

※ 本改正は、各金融商品取引所規則の改正に伴う形式的なものであり、実質的に規則の内容を変更するものではないことから、パブリック・コメント手続は実施しない。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先 エクイティ市場部 (TEL 03-3667-8647)

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 30 年 5 月 24 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定 義) 第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～10 (現行どおり)</p> <p>11 時 価 有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。</p> <p>イ・ロ (現行どおり)</p> <p>ハ イからロに掲げる有価証券以外の有価証券のうち本協会が売買参考統計値を発表するもの 本協会が発表する売買参考統計値のうち平均値 <u>(物価連動国債の取扱いに関する省令(平成 16 年財務省令第7号) 第1条に規定する物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)</u></p> <p>ニ・ホ (現行どおり)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。</p>	<p>(定 義) 第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～10 (省 略)</p> <p>11 時 価 有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。</p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>ハ イからロに掲げる有価証券以外の有価証券のうち本協会が売買参考統計値を発表するもの 本協会が発表する売買参考統計値のうち平均値</p> <p>ニ・ホ (省 略)</p>